



宮 監 公 表 第 9 号

平 成 2 9 年 2 月 2 0 日

宮崎市監査委員	山	田	義	郎
宮崎市監査委員	神	戸	洋	一
宮崎市監査委員	福	井	太	
宮崎市監査委員	日	高	貞	次



定期監査の措置状況の公表について

平成28年度定期監査の結果報告に対して講じた措置の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
・ 税務部
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

平成 28 年度定期監査指摘事項等についての措置状況通知書

平成 28 年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：税務部)

指 摘 事 項 の 内 容	措 置 状 況
<p>【指摘事項】</p> <p>(納税管理課)</p> <p>①使用物品の管理について、課長は財務規則の規定に基づき善良な管理のもとに行われるよう指導監督しなければならないにもかかわらず、同課が管理している消耗品は、第三庁舎の 3 階と屋上を結ぶ階段の踊り場に設置されたキャビネット (7 基) に保管されており、盗難や紛失のおそれがある状態となっていた。また、当該キャビネットについては、避難の支障になる物件として消防法に基づき平成 28 年 9 月 6 日付けで宮崎市北消防署から速やかに改善するよう通知があったにもかかわらず、実査日 (平成 28 年 11 月 7 日) においては改善されておらず存置されたままだった。</p> <p>(国保年金課)</p> <p>①平成 27 年度の資格喪失後 (遡及喪失) の出産育児一時金などの返納金について、本来平成 27 年度の歳出予算への戻入処理をすべきところ、諸収入として調定書を起票し収入処理しているものがあった。</p>	<p>(平成 28 年 11 月 17 日現在)</p> <p>①キャビネットは、他課への移管の手続きを行い、2 台を除き全て撤去した。また、キャビネットに保管していた物品については、可能な限り執務室へ移動した。執務室において保管場所が確保できなかった物品及び 2 台のキャビネットについては、保管場所を管財課で検討することを確認した。</p> <p>①戻入処理は、支出負担行為による支出額を減額することにより、決算額の整合性を図ることになるが、本件は当該支出負担行為の相手方 (医療機関) ではなく、被保険者に対して返納を求めるものであることから、支出先と請求先の相手方が異なり収支の関係に矛盾が生じてしまう。本課としては、国の通知により、医療給付費の過誤払による返納金が発生した場合は、返納金債権の全額を調定した上、適正に債権管理及び回収に努めることとなっていることから、新たな債権として債権管理及び回収を行っている。</p>

②平成 28 年度の柔道整復施術費などの返納金に係る通知について、財務規則に定められた返納通知書を用いることなく、また、財務規則により納期限はその発行の日から 7 日以内としなければならないと規定されているにもかかわらず 7 日を超える納期限を指定して、通知しているものがあった。

③平成 27 年度後期高齢者医療システム更新事業に伴う作業委託の予定価格について、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の趣旨に沿って、「予定価格設定の際の「歩切り」禁止について」（平成 27 年 1 月 20 日付け総務部長通知）により、すべての案件（委託業務や修繕、物品等も含む）について予定価格は設計金額と同額とすることとされているにもかかわらず、設計金額を下回る金額を設定していた（設計金額：24,319,000 円、予定価格：24,197,000 円）。

（国保収納課）

①宮崎市国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料徴収嘱託員（以下「徴収嘱託員」という。）の業務管理について、次のような不備があった。

ア 徴収嘱託員の勤務時間等について、宮崎市国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料徴収嘱託員設置要綱において、「勤務を要する日及び勤務期間は、1 週間当たり 28 時間 45 分を超えない範囲において任命権者が別に定める」とされているにもかかわらず定められておらず、徴収嘱託員が勤務すべき日及び時間が明確でない状況となっていた。

イ 徴収嘱託員業務日誌は、各徴収嘱託員の勤務時間や徴収実績を点検するための書類であるにもかかわらず、課長決裁のないものがあった（平成 27 年度：11 件）。

②返納金の事務処理については①と同様に国の通知により、新たな債権として調定管理を行っていることから、納期限については 15 日以内としている。

なお、①②の指摘事項の内容については、国の通知内容と矛盾する点があることから、国の見解を確認しているところであり、国の回答結果に基づき適正な事務処理を行いたいと考えている。

③委託業務を含むすべての契約案件において、予定価格設定の際の「歩切り」禁止について、周知徹底を図るとともに、今後は設計金額と予定価格が同額となるよう帳票類の確認を徹底する。

①

ア 徴収嘱託員の勤務時間等については、平成 29 年度に向けて設置要綱を改正して、勤務すべき日及び時間を明確にする。

イ 徴収嘱託員業務日誌については、次回点検時に前回の決裁状況を再確認する。

②徴収嘱託員が訪問徴収などにより徴収した現金について、各徴収嘱託員の業務日誌には金額が記載されているものの、国保収納課の現金出納簿には本来把握される必要のある日ごとの収入金額や支払金額の総額が記載されていなかった。

③支出証拠書類である給油券の取扱いについて、次のような不備があった。

ア 給油後、受領書（運転者持帰券）を紛失していた（2件）。

イ 給油前の受領書（運転者持帰券）、給油所控及び給油券（請求明細）を受領した職員が紛失していた（1件）。

ウ 給油券の発行日について、記載のないものや誤った日付を記載しているものがあった（7件）。

【意見】

（国保収納課）

①宮崎市国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の徴収嘱託員の業務執行について、徴収事務の効率性確保などの観点から、徴収嘱託員が、公用バイクを使用し恒常的に自宅を発着して徴収事務を行い、夜間、休日にあつては徴収した現金を自宅で保管しているものがあった。このように徴収嘱託員が夜間等に徴収する場合の現金の取扱いについては、盗難、紛失など現金事故を可能な限り回避する観点から、自宅保管の是非を含め検討を行い、必要があれば、事務取り扱いの要領について明文の規定を行うことを検討されたい。併せて、このような徴収事務に当たるため恒常的に公用バイクで自宅から直行・直帰する場合の取扱いについても同様に検討されたい。

②徴収嘱託員が訪問徴収などにより徴収した現金については、夜間に徴収するものもあるため、国保収納課の窓口徴収分とは分けて、平成29年1月から個別に現金出納簿を備えた。

③給油券の取り扱いについては、今後とも適正な利用を行うよう研修会等を通じて指導を徹底する。

また、給油の際には、給油券の受領書（運転者持帰券）の日付に間違いがないか確認の徹底を指導した。

①徴収嘱託員の業務執行については、コンビニ収納の拡大に伴って年次的に規模縮小を行っており、それに併せて徴収事務の効率化や適正化を図っている。今回の意見を受け、現金及び公用バイクの取り扱いについては、平成29年度に向けて明文の規定を設ける。

平成29年 2月 3日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正

